

## 二本松市緊急医師確保修学資金貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学医学部及び医科大学（以下「医大」という。）に在学する者であって、将来市内に存する医療機関等に産科又は小児科の医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師の確保及び定着を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医大に在学する者 医大に在学して、その課程を履修する者
- (2) 医療機関等 市内に存する産科を有する公的な病院又は診療所及び小児科を有する公的な病院又は診療所
- (3) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修
- (4) 後期研修 臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修
- (5) 医学に係る研究 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院を含む。）又はこれに類する施設であって市長が認めるものにおける研究
- (6) 医療機関等の医師 非常勤の者及び臨床研修又は後期研修に従事している者を除く。

### (対象者)

第3条 対象者は、医大に在学する者であって、医療機関等に産科又は小児科の医師として勤務する意思のあるものとする。ただし、卒後の勤務指定条件のある他の修学資金等の貸与又は給付を受けている者を除く。

### (修学資金の貸与の方法及び額)

第4条 市長は、医大に在学する者であって、医療機関等に産科又は小児科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に二本松市緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

2 修学資金は、前項の規定により締結した契約に定められた月から当該契約の相手方が医大を卒業する日の属する月までの間（正規の修業年限に相当する期間に限る。）、毎月1月分ずつ貸与するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

3 修学資金の額は、次のとおりとする。

- (1) 国公立医大に在学する者で1学年から3学年のものは、授業料、教材費、施設協力金、家賃等の実費額で月額20万円を上限とし、契約により額を決定する。

(2) 国公立医大に在学する者で4学年から6学年のものは、授業料、教材費、施設協力金、家賃等の実費額で月額40万円を上限とし、契約により額を決定する。

(3) 私立医大に在学する者は、授業料、教材費、施設協力金、家賃等の実費額で月額100万円を上限とし、契約により額を決定する。

(申請手続)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急医師確保修学資金貸与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に医大に入学した者にあつては、第3号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

(1) 医大の長の推薦調書（第2号様式）

(2) 戸籍抄本

(3) 医大の学業成績証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(保証人)

第6条 申請者は、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人のうち、1人は申請者の親族（申請者が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と市長が認めた者）とし、他の1人は成年者であつて独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

3 保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(選考及び決定の通知)

第7条 申請者の選考は、第5条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

2 市長は、申請者の選考を行ったときは、緊急医師確保修学資金貸与決定通知書（第3号様式）又は緊急医師確保修学資金貸与不承認決定通知書（第4号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の面接は、市長がその必要がないと認める場合は、省略することができる。

(契約の解除及び貸与の休止)

第8条 市長は、契約の相手方が医大に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、契約の相手方が医大に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(契約の解除の通知)

第9条 市長は、第8条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、直ちに契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(返還)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

(1) 第8条第1項の規定により契約が解除されたとき。

(2) 医師となった後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。

(3) 医師となった後直ちに臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修、医学に係る研究又は医療機関等の医師としての勤務（以下「後期研修等」という。）に従事しなかったとき。

(4) 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(5) 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に医療機関等の医師としての勤務（以下「医療機関等勤務」という。）に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に医療機関等勤務に従事した日から起算して12年（育児休業の期間その他市長が必要と認める期間を加算することができる。）を経過する日までの期間を限度として市長が認める期間を経過したとき。

(6) 医療機関等勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間が修学資金の貸与を受けた期間（第8条第2項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間（以下「貸与休止期間」という。）を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が1年5月に満たない場合は、1年5月とする。）の2分の3に相当する期間に達しない前に医療機関等を退職したとき。

(7) 医大を卒業した後死亡したとき。

(8) 医大を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

- 2 前項の利息の額は、当該修学資金の貸与を受けた日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 前2項の規定により計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還の免除)

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。)について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 前条第1項第4号から第6号に該当するに至ったことにより同項の規定による返還をすることとなるとき。返還債務の額に医療機関等勤務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(貸与休止期間を除く。)の2分の3に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額
- (2) 前条第1項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額

(返還債務の免除の申請手続)

第12条 前条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書(第5号様式)に前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(返還方法の変更承認の申請手続)

第13条 第10条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して20日以内に、緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第14条 市長は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、市長が必要と認める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第15条 前条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書(第7号様式)に同条の災害、疾病その他やむを得ない事由が存することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第16条 被貸与者が、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(学業成績証明書の提出)

第17条 被貸与者は、修学資金の貸与を受け始めた年の翌年から貸与期間が満了するまでの間、毎年4月30日までに前学年における学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

(届出)

第18条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- (7) 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (8) 医師法第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。
- (9) 臨床研修に従事しようとするとき及び当該臨床研修に従事しなくなったとき。
- (10) 後期研修に従事しようとするとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。
- (11) 医療機関等勤務に従事したとき及び当該医療機関等勤務に従事しなくなったとき。

2 被貸与者は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(第8号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(現況報告書の提出)

第19条 被貸与者は、医大を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月30日までに、同月1日現在の状況を現況報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。



(裏)

保証人	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	
		年 齢	満 歳	
		性 別	男 ・ 女	
	本 籍			
	現住所	郵便番号	-	電話番号 ( )
	職 業		年収 (税込み)	
勤務先		申請者との間柄		
保証人	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	
		年 齢	満 歳	
		性 別	男 ・ 女	
	本 籍			
	現住所	郵便番号	-	電話番号 ( )
	職 業		年収 (税込み)	
勤務先		申請者との間柄		
申請の理由				
他の奨学金等を受ける場合はその名称				

上記の申請について同意します。

親権者又は未成年後見人 住所

氏名

印

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人 氏名

印

保証人 氏名

印



第2号様式（第5条関係）

推薦調書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
		入学年月	年 月
推薦所見			

上記の者は、二本松市緊急医師確保修学資金の被貸与者として適当と認められますので、推薦します。

年 月 日

二本松市長

長 印

第3号様式（第7条関係）

緊急医師確保修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

二本松市長

年 月 日付けで申請のあった二本松市緊急医師確保修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定番号 第 号
- 2 決定金額 修学資金月額 円
- 3 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 貸与条件 二本松市緊急医師確保修学資金貸与要綱（平成30年二本松市告示第号）の規定を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

緊急医師確保修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

様

二本松市長

年 月 日付で申請のあった二本松市緊急医師確保修学資金の貸与については、不承認としたので通知します。

（理 由）

第5号様式（第12条関係）

（表）

緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

二本松市長

決定番号 第 号  
申請人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
保証人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
保証人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印

下記のとおり二本松市緊急医師確保修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた金額（総額）	円
返還免除を希望する金額	円
該当事項	1 医療機関等勤務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を除く。）の2分の3に相当する期間に達したため 2 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため 3 第10条第1項第4号又は第5号に該当するに至ったことにより、同項の規定により返還することとなったため 4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったため
上記2から4までに該当する場合の具体的な内容	



第6号様式（第13条関係）

緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

二本松市長

	決定番号	第	号	
申請人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			印
保証人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			印
保証人	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			印

二本松市緊急医師確保修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第7号様式（第15条関係）

緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

二本松市長

決定番号 第 号  
申請人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印

下記により、二本松市緊急医師確保修学資金の返還の債務の履行を猶予してください。

記

- 1 貸与を受けた額 円
- 2 猶予を受けようとする額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 4 猶予を受けようとする理由

第8号様式（第18条関係）

保証人変更承認申請書

年 月 日

二本松市長

決定番号 第 号  
申請人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印

下記により、二本松市緊急医師確保修学資金の貸与に係る保証人を変更したいので承認願います。

記

新 保 証 人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日	
		年 齡	満 歳	
		性 別	男 ・ 女	
	本 籍			
	現住所	郵便番号	-	電話番号 ( )
	職 業		年収 (税込み)	
勤務先		申請者との間柄		
変更理由				

旧保証人	に代わって保証人となることを承諾します。
年 月 日	
保証人 氏名	印



第9号様式（第19条関係）

現況報告書

年 月 日

二本松市長

決定番号 第 号  
申請人 住 所  
ふりがな  
氏 名 印

年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 臨床研修に従事しています。	
医療機関の名称	
医療機関の所在地	
2 後期研修に従事しています。	
医療機関の名称	
医療機関の所在地	
研修プログラム	
3 市内の公的医療機関に勤務しています。	
医療機関の名称	
医療機関の所在地	二本松市
診療科目名	産婦人科 小児科
4 その他	
※具体的に記入すること。	

備考

- 1から4までのうち該当する番号を○で囲むとともに、所要事項を記入すること。
- 身分証の写し等の勤務の状況が分かる書類を添付すること。